

生食用食肉に係る表示基準の策定について

平成 23 年 7 月 6 日
消費者庁食品表示課

1. 背景

生食用食肉の表示は、これまで平成 10 年 9 月 11 日付け生衛発第 1358 号「生食用食肉等の安全性確保について」の別添「生食用食肉の衛生基準」(以下「衛生基準」という。)に示す表示基準目標に基づき行われてきたが、今般、食品衛生法第 19 条に基づく表示基準を策定することとしたもの。

2. 表示基準により義務化すべき表示事項

(1) 生食用食肉(全ての食肉及び内臓を含む。容器包装されたもの。)を販売する場合の表示(資料 2 - 1)

現在の食肉一般の表示事項(食品衛生法施行規則第 21 条)

- ・ 名称
- ・ 消費期限又は賞味期限
- ・ 製造所又は加工所の所在地及び氏名
- ・ 保存の方法(保存基準の規定があるもの)
- ・ 鳥獣の種類

平成 10 年衛生基準の表示基準目標における表示事項

- ・ 生食用である旨
- ・ と畜場名(又はと畜場番号)及びその都道府県名(輸入品は原産国名)
- ・ 食肉処理場名(全て)及びその都道府県名(輸入品は原産国名)

上記の他、消費者保護等の観点から、必要な表示事項

- 一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨
- 子どもやお年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨

(2) 現在法律上の義務規定のない店舗等(焼肉屋、レストラン、肉屋等)において生食用食肉(全ての食肉及び内臓を含む。)を販売する場合の表示(資料 3 - 1)

- 一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨
- 子どもやお年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨

3. 主なスケジュール(いずれも平成 23 年)

7 月 6 日: 消費者委員会食品表示部会(表示基準案を審議)

7 月中旬目途: パブリックコメント(30 日間)、WTO/SPS 通報等

8 月 24 日: 消費者委員会食品表示部会(パブコメ・WTO 通報結果等報告)

10 月 1 日: 表示基準に係る内閣府令施行(公布は 9 月中旬目途)